

結核指定医療機関

1 申請

結核指定医療機関は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という）による公費負担患者の医療を担当させるために、法第 38 条第 2 項に基づき知事が、開設者の指定申請を得て指定するものである。

この指定を受けた医療機関は法はもとより、「感染症指定医療機関医療担当規程」（平成 11 年 3 月 19 日厚生省告示第 42 号）を遵守する義務を負うので、周知しておく必要がある。

(1) 指定

新たに知事の指定を受けようとする病院、診療所、薬局の開設者は「結核指定医療機関指定申請書」を医療機関の所在地を管轄する保健所長に提出する。指定日は申請書の開設（指定）年月日以降又は保健所の受付日以降の日となる。

この申請書に添付すべき書類等は次のとおり。

- ① 病院にあつては使用許可書の写し
- ② 診療所にあつては開設許可書または使用許可書の写しもしくは開設届け書の写し
- ③ 薬局にあつては開設許可書の写し

(2) 指定の辞退

指定を辞退する医療機関は、30 日以上の予告期間を設けて「結核指定医療機関辞退書」を、その所在地を管轄する保健所長に提出する。

また、開設者が死亡又は失踪宣言を受けた場合は、戸籍法に規定する届出義務者が提出する。

なお、次の場合は一度辞退して、再度指定の申請を行わなければならない。添付書類は(1)と同じ。

- ① 開設主体の変更（公共団体及び医療法人の代表者の変更は含まない）
 - ・開設者が個人から法人、法人から個人に変更したとき
 - ・開設者が施設を他人に譲渡したとき
 - ・開設者が法人の場合、他の法人に合併された、あるいは新たな法人となったとき
 - ・開設者（個人病院）が親から子に変わったとき

(3) 指定の変更

次の場合は、「結核指定医療機関変更届」を提出すること。

- ① 医療機関の名称変更
- ② 医療機関所在地の変更（住所表示の変更等）
- ③ 開設主体に変更なく氏名、名称に変更があったとき
 - ・婚姻、養子縁組による開設者氏名の変更
 - ・法人の名称の単なる変更
- ④ 開設者の住所に変更があったとき

2 保健所における届出の審査

保健所は、医療機関から提出された申請書等に、不実の記載又は不備がないかを審査すること。

- ① 「結核指定医療機関指定書」は正式な名称で発行するため、特に所在地は○丁目○番○号、○ビル○階のように正確に記入してあるか確認する。
- ② 開設許可書（届出書）の写しにより、開設許可日、開設者住所、氏名等を確認する。
- ③ 変更、辞退の場合は、指定番号が記入してあるか確認し、なければ台帳で確認して記入する。

【注意】

○結核指定医療機関には例年 2 月頃行われる結核指定医療機関講習会の受講が望ましいしことを、申請書の受理時に必ず相手側に説明すること。

○結核と直接関係のない診療科目（歯科、皮膚科、眼科、産婦人科など）の医療機関からの申請はなぜ指定が必要なのか、理由を明確にし、指定が不要ということになれば受理しないこと。

なお、既に指定を受けた医療機関が法人化のため「辞退、再申請」の場合も同様に、診療科目からみて「指定」が不適切な場合は「辞退」のみ受理し「再申請」の受理は相手側と協議するものとする。

3 保健所長の指定等

保健所は申請が適当と認めたときは、結核指定医療機関指定書を当該医療機関に交付する。

また、指定又は辞退した医療機関については、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に対して通知を行う。

なお、指定の変更については指定書の交付は行わず、台帳修正のみとする。

4 結核指定医療機関台帳の整備

保健所は管轄区域内の結核指定医療機関台帳を整え、指定、辞退、変更について、その都度整理すること。

結核指定医療機関辞退書

指 定 機 関	指 定 番 号	第 号 平成 年 月 日
	名 称	
	所 在 地	
辞 退 年 月 日	平成 年 月 日	
辞 退 の 理 由		

上記のとおり感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という）による結核指定医療機関を辞退したいので法第 38 条第 8 項の規定によりお届けします。

平成 年 月 日

保 健 所 長 あて

開設者 住所
氏名

印

保健所受付印

注 意 事 項

- 1 この書類は、所在地を管轄する保健所へ提出して下さい。
- 2 この書類は自然的原因または開設者の意思により、結核指定医療機関を辞退する場合に提出して下さい。
 - ① 開設者が死亡又は失踪した場合は、戸籍法に規定する届出義務者が提出して下さい。
なお、開設者氏名欄は開設者氏名及び届出人の氏名、続柄を記入して下さい。
 - ② 開設主体の変更（公共団体及び医療法人の代表者の変更は含まない）
 - ・開設者が個人から法人、法人から個人に変更したとき
 - ・開設者が施設を他人に譲渡したとき
 - ・開設者が法人の場合、他の法人に合併された、あるいは新たな法人となったとき
 - ・開設者（個人病院）が親から子に変わったとき
 - ③ 診療もしくは業務の全部を停止するとき

記 載 要 領

- 1 指定機関の「番号」は、指定通知書によって通知した番号を算用数字で記載して下さい。
- 2 指定機関の「名称」は略称等を用いることなく指定申請の場合におけるような正式名称を記載して下さい。
- 3 指定機関の「所在地」は番地まで記載して下さい。
- 4 「辞退年月日」は、その辞退の理由の発生した日を、また開設者の意思により辞退するときはその日を記載して下さい。
- 5 「開設者」が法人の場合には、「法人の所在地」「法人の名称」及び「代表者氏名」を記載し、法人印を捺印して下さい。